

# 伊丹市建築基準法施行細則

## 【建築面積の敷地面積に対する割合の緩和】

(昭和46年4月1日規則第14号)

**第15条** 法第53条第3項第2号に規定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、内角120度以下の2つの道路によつてできた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの

(2) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、内角120度以下の2つの道路によつてできた角にある敷地（前号に規定する道路によつてできた角にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの

(3) 各幅員4メートル以上、内角120度以下の2つの道路によつてできた角にある敷地（前2号に規定する道路によつてできた角にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が500平方メートル以下のもの

(4) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、間隔50メートル（間隔が一定しない場合にあつては、その平均値とする。以下この条において同じ。）以下の2つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの

(5) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、間隔30メートル以下の2つの道路の間にある敷地（前号に規定する道路の間にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの

(6) 各幅員4メートル以上、間隔30メートル以下の2つの道路の間にある敷地（前2号に規定する道路の間にある敷地を除く。）で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が500平方メートル以下のもの

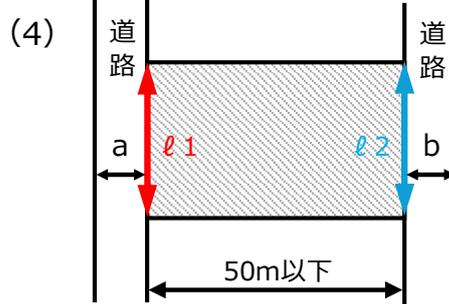
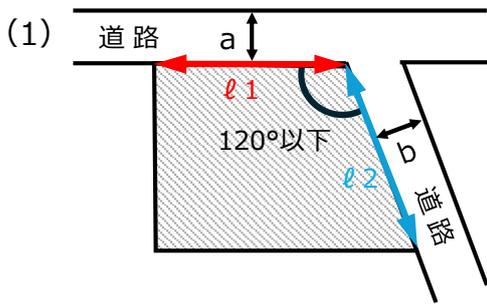
(7) 前各号に規定する道路によつてできた角または間隔を2以上有する敷地で、その面積がこれらの角または間隔に係る前各号に規定する面積の和以下のもの

(8) 公園、広場、線路敷、川その他これらに類するものに接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの

伊丹市建築基準法施行細則 【建築面積の敷地面積に対する割合の緩和】

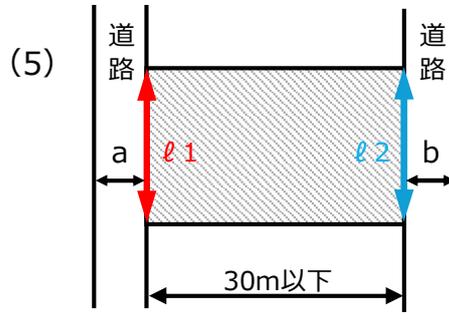
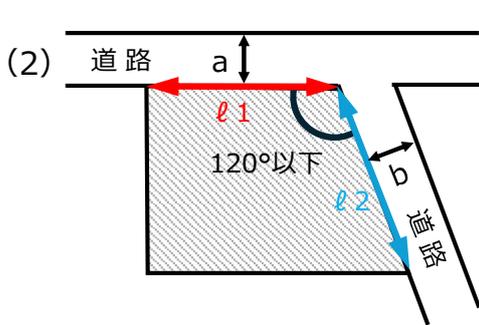
伊丹市施行細則第15条第1項各号に規定する内容は、以下のとおりです。

①2,000㎡以下の敷地の場合



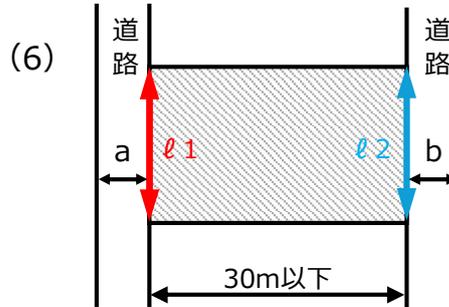
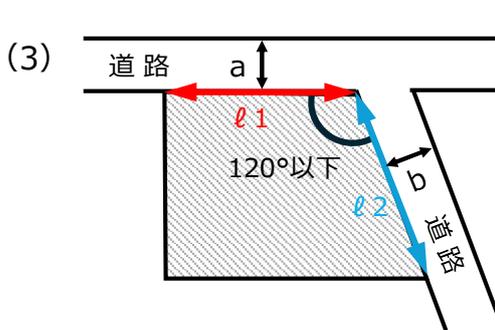
- ①  $a \geq 6m$  かつ  $b \geq 6m$
- ②  $a + b \geq 14m$
- ③  $\frac{\ell 1 + \ell 2}{L(\text{敷地全周長})} \geq \frac{1}{3}$

②1,000㎡以下の敷地の場合



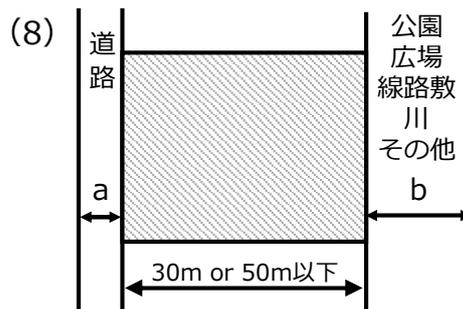
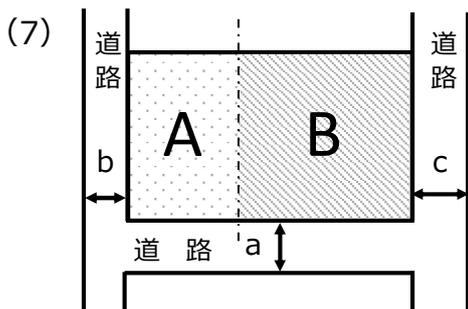
- ①  $a \geq 4m$  かつ  $b \geq 4m$
- ②  $a + b \geq 10m$
- ③  $\frac{\ell 1 + \ell 2}{L(\text{敷地全周長})} \geq \frac{1}{3}$

③500㎡以下の敷地の場合



- ①  $a \geq 4m$  かつ  $b \geq 4m$
- ②  $\frac{\ell 1 + \ell 2}{L(\text{敷地全周長})} \geq \frac{1}{3}$

④その他の敷地の場合



区分することによりA,Bそれぞれが(1)~(6)の規定に該当するもの

公園、広場、線路敷、川、その他これらに類するものに接する敷地で(1)~(6)に掲げる敷地に準ずるもの